

令和5年度さいたま市食肉中央卸売市場及び と畜場事業特別会計予算

令和5年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ722,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		165,820
	1 使用料	165,807
	2 手数料	13
2 国庫支出金		18,125
	1 国庫補助金	18,125
3 繰入金		424,248
	1 一般会計繰入金	424,248
4 諸収入		107
	1 預金利子	1
	2 雑入	106
5 市債		113,700
	1 市債	113,700
歳入合計		722,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 食肉市場費		371,242
	1 事業費	371,242
2 と畜場費		324,485
	1 事業費	324,485
3 公債費		25,870
	1 公債費	25,870
4 予備費		403
	1 予備費	403
歳 出	合 計	722,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
食肉中央卸売市場・と畜場都市計画決定図書作成業務	令和5年度から 令和7年度まで	11,550

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場管理事業	113,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。